

16. 運輸局関係手数料（抜粋）

近畿運輸局海上安全環境部監理課（TEL 06-6949-6423：1～6）

近畿運輸局海上安全環境部船舶安全環境課（TEL 06-6949-6426：7～8）

令和5年4月1日現在

1 船舶総トン数測度手数料表（船舶法施行細則第50条関係） （別表2）

平成20年11月30日施行

測度の種類		新規測度又は全部改測	一部改測
総トン数			
20トン以上	50トン未満	37,400円	24,200円
50トン以上	100トン未満	60,300円	
100トン以上	300トン未満	87,200円	39,300円
300トン以上	500トン未満	123,700円	
500トン以上	1,000トン未満	159,800円	58,400円
1,000トン以上	2,000トン未満	209,300円	
2,000トン以上	3,000トン未満	258,400円	65,000円
3,000トン以上	4,000トン未満	290,100円	
4,000トン以上	6,000トン未満	316,400円	
6,000トン以上	8,000トン未満	389,000円	
8,000トン以上	10,000トン未満	459,800円	
10,000トン以上	15,000トン未満	514,300円	
15,000トン以上	20,000トン未満	614,900円	
20,000トン以上	30,000トン未満	789,100円	
30,000トン以上	50,000トン未満	829,600円	99,900円
50,000トン以上	70,000トン未満	949,300円	
70,000トン以上	100,000トン未満	976,500円	
100,000トン以上		1,013,500円	

備考 1 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。

2 第50条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数（総トン数の改測の場合にあつては、現に登録されている総トン数）により手数料を徴収する。

2 国際トン数測度手数料（船舶のトン数の測度に関する法律施行規則別表第7第71条関係）

平成21年1月1日施行

国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付・書換え又は再交付に伴う手数料

（別表7）

手数料の種類別 総トン数の区分	交 付		書 換 え				国際総ト ン数又は 純トン数 の変更以 外の変更	再交付
			国際総トン数又は純トン数の変更					
			船舶内全部の容積の変更		船体付加部、付加物 又は上部構造物の容 積の変更			
			甲船舶	乙船舶	甲船舶	乙船舶		
50 トン未満	31,600 円	69,300 円	31,600 円	69,300 円	27,300 円	51,700 円	20,100 円	20,100 円
50 トン以上 100 トン未満	37,800 円	98,400 円	37,800 円	98,400 円				
100 トン以上 300 トン未満	42,000 円	129,600 円	42,000 円	129,600 円	29,300 円	68,800 円		
300 トン以上 500 トン未満	50,300 円	174,200 円	50,300 円	174,200 円				
500 トン以上 1,000 トン未満	64,600 円	225,000 円	64,600 円	225,000 円	33,800 円	92,600 円		
1,000 トン以上 2,000 トン未満	79,400 円	289,000 円	79,400 円	289,000 円				
2,000 トン以上 3,000 トン未満	96,400 円	355,200 円	96,400 円	355,200 円	58,400 円	123,700 円		
3,000 トン以上 4,000 トン未満	121,000 円	411,600 円	121,000 円	411,600 円				
4,000 トン以上 6,000 トン未満	176,000 円	493,100 円	176,000 円	493,100 円				
6,000 トン以上 8,000 トン未満	216,500 円	606,100 円	216,500 円	606,100 円				
8,000 トン以上 10,000 トン未満	256,500 円	716,900 円	256,500 円	716,900 円				
10,000 トン以上 15,000 トン未満	312,100 円	827,500 円	312,100 円	827,500 円				
15,000 トン以上 20,000 トン未満	378,900 円	995,400 円	378,900 円	995,400 円				
20,000 トン以上 30,000 トン未満	455,400 円	1,245,900 円	455,400 円	1,245,900 円				
30,000 トン以上 50,000 トン未満	524,500 円	1,357,100 円	524,500 円	1,357,100 円	97,200 円	197,700 円		
50,000 トン以上 70,000 トン未満	635,500 円	1,551,300 円	635,500 円	1,551,300 円				
70,000 トン以上 100,000 トン未満	732,600 円	1,712,600 円	732,600 円	1,712,600 円				
100,000 トン以上	865,500 円	1,881,700 円	865,500 円	1,881,700 円				

- 備 考
- 1 甲船舶とは、第61条第2項の規定が適用される船舶をいう。
 - 2 乙船舶とは、甲船舶以外の船舶をいう。
 - 3 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の容積の変更による国際総トン数又は純トン数の変更に係る書換えは、船舶内全部の容積の変更による国際総トン数又は純トン数の変更に係る書換えとみなし、この表に定める手数料を徴収する。
 - 4 基準喫水線又は旅客定員の数の変更による純トン数の変更に係る書換えは、船体付加部、付加物又は上部構造物の容積の変更による純トン数の変更に係る書換えとみなし、この表に定める手数料を徴収する。
 - 5 海上運送法第39条の6の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、20,900円とする。

3 船舶トン数証書交付手数料（船舶のトン数に関する証書交付規則第9条関係）

平成17年4月1日施行

(1)別表第1 責任トン数確認書手数料表（第9条関係）

総トン数	手数料の種別	交 付	書 換 え			再交付
			全部改測	一部改測	責任トン数の変更以外の変更	
20トン以上	50トン未満	41,000円	41,000円	27,800円	3,500円	3,500円
50トン以上	100トン未満	64,000円	64,000円			
100トン以上	300トン未満	90,800円	90,800円	42,900円		
300トン以上	500トン未満	127,400円	127,400円	62,000円		
500トン以上	1,000トン未満	163,500円	163,500円			
1,000トン以上	2,000トン未満	212,900円	212,900円	68,600円		
2,000トン以上	3,000トン未満	262,000円	262,000円			
3,000トン以上	4,000トン未満	293,700円	293,700円			
4,000トン以上	6,000トン未満	320,000円	320,000円			
6,000トン以上	8,000トン未満	392,600円	392,600円			
8,000トン以上	10,000トン未満	463,400円	463,400円			
10,000トン以上	15,000トン未満	517,800円	517,800円			
15,000トン以上	20,000トン未満	618,500円	618,500円			
20,000トン以上	30,000トン未満	792,800円	792,800円			
30,000トン以上	50,000トン未満	833,300円	833,300円			
50,000トン以上	70,000トン未満	953,000円	953,000円	103,400円		
70,000トン以上	100,000トン未満	980,200円	980,200円			
100,000トン以上		1,017,100円	1,017,100円			

- 備考 1 船舶法及び同法に基づく命令の規定による測度（これに相当する処分を含む。）を受けることを要しない船舶であって、トン数法附則第3条第1項に規定する特定修繕が行われていない現存船については、同法の規定に従い算定される総トン数を基準として手数料を徴収する。
- 2 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
- 3 第9条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数（トン数の改測の場合にあつては、現に船舶国籍証書等に記載されている総トン数）により手数料を徴収する。

(2)別表第2 総トン数証書手数料表(第9条関係)

①総トン数証書の交付、書換え又は再交付を受ける場合の手数料

総トン数証書1通につき 7,600円

②総トン数の測度又は改測を受ける場合の手数料

総トン数	測度の種類		新規測度又は全部改測	一部改測
20トン以上	50トン未満		41,200円	26,600円
50トン以上	100トン未満		66,500円	
100トン以上	300トン未満		96,100円	43,200円
300トン以上	500トン未満		136,200円	
500トン以上	1,000トン未満		176,000円	64,200円
1,000トン以上	2,000トン未満		230,500円	
2,000トン以上	3,000トン未満		284,400円	71,500円
3,000トン以上	4,000トン未満		319,300円	
4,000トン以上	6,000トン未満		348,300円	
6,000トン以上	8,000トン未満		428,200円	
8,000トン以上	10,000トン未満		506,100円	
10,000トン以上	15,000トン未満		566,200円	
15,000トン以上	20,000トン未満		676,900円	
20,000トン以上	30,000トン未満		868,800円	
30,000トン以上	50,000トン未満		913,300円	
50,000トン以上	70,000トン未満		1,045,100円	
70,000トン以上	100,000トン未満		1,075,000円	
100,000トン以上			1,115,700円	

- 備考 1 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
- 2 第9条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数(トン数の改測の場合にあつては、現に総トン数証書に記載されている総トン数)により手数料を徴収する。

(3)別表第3 載貨重量トン数証書手数料表（第9条関係）

①載貨重量トン数証書の交付、書換え又は再交付を受ける場合の手数料

載貨重量トン数証書1通につき 7,600円

②載貨重量トン数の測度又は改測を受ける場合の手数料

総トン数	測度の種類		新規測度又は全部改測	一部改測
	500トン未満		139,000円	50,300円
500トン以上	1,000トン未満		151,600円	
1,000トン以上	2,000トン未満		177,000円	63,000円
2,000トン以上	3,000トン未満		202,300円	
3,000トン以上	5,000トン未満		227,700円	75,700円
5,000トン以上	7,000トン未満		253,000円	
7,000トン以上	10,000トン未満		278,200円	
10,000トン以上	15,000トン未満		303,700円	101,000円
15,000トン以上	20,000トン未満		329,000円	
20,000トン以上	30,000トン未満		354,200円	
30,000トン以上	50,000トン未満		404,700円	
50,000トン以上	100,000トン未満		455,300円	
100,000トン以上	200,000トン未満		505,800円	
200,000トン以上			617,200円	

備考 1 満載喫水線下全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。

2 第9条第3項の場合において、載貨重量トン数を定めることができないときは、計画載貨重量トン数（トン数の改測の場合にあつては、現に載貨重量トン数証書に記載されている載貨重量トン数）により手数料を徴収する。

(4)別表第4 外国船舶トン数証書手数料表(第9条関係)

①外国船舶トン数証書の交付、書換え又は再交付を受ける場合の手数料

外国船舶トン数証書1通につき 15,000円

②外国船舶のトン数の測度又は改測を受ける場合の手数料

測度の種類		新規測度又は全部改測	一部改測
総トン数			
	1,000トン未満	268,400円	72,000円
1,000トン以上	2,000トン未満	307,000円	
2,000トン以上	3,000トン未満	418,200円	103,300円
3,000トン以上	4,000トン未満	502,900円	
4,000トン以上	6,000トン未満	614,300円	
6,000トン以上	8,000トン未満	754,800円	
8,000トン以上	10,000トン未満	921,700円	
10,000トン以上	15,000トン未満	1,144,900円	
15,000トン以上	20,000トン未満	1,534,800円	
20,000トン以上	30,000トン未満	2,068,600円	177,300円
30,000トン以上	50,000トン未満	2,264,100円	
50,000トン以上	70,000トン未満	2,571,800円	
70,000トン以上	100,000トン未満	2,825,700円	
100,000トン以上		3,111,100円	

備考 1 測度甲板下全部、上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。

2 第9条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数(トン数の改測の場合にあつては、現に外国船舶トン数証書に記載されている総トン数)により手数料を徴収する。

(5)別表第5 運河トン数証書手数料表（第9条関係）

①運河トン数証書の交付、書換え又は再交付を受ける場合の手数料

運河トン数証書1通につき 18,100円

②運河トン数の測度又は改測を受ける場合の手数料

総トン数	測度の種類		新規測度又は全部改測	一部改測
	測度の種類	測度の種類		
	1,000トン未満		294,800円	79,100円
1,000トン以上	2,000トン未満		337,200円	
2,000トン以上	3,000トン未満		459,400円	113,500円
3,000トン以上	4,000トン未満		552,500円	
4,000トン以上	6,000トン未満		675,000円	
6,000トン以上	8,000トン未満		829,200円	
8,000トン以上	10,000トン未満		1,012,500円	
10,000トン以上	15,000トン未満		1,257,900円	
15,000トン以上	20,000トン未満		1,686,300円	
20,000トン以上	30,000トン未満		2,272,900円	
30,000トン以上	50,000トン未満		2,487,500円	
50,000トン以上	70,000トン未満		2,825,800円	
70,000トン以上	100,000トン未満		3,104,600円	194,900円
100,000トン以上			3,418,100円	

備考 1 測度甲板下全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。

2 第9条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数（トン数の改測の場合にあつては、現に運河トン数証書に記載されている総トン数）により測度手数料を徴収する。

4 船舶登録手数料（船舶法施行細則第 48 条）

新 規……………20,100 円

変 更…………… 6,700 円

船籍港変更……………13,500 円

（船籍港を管轄する管海官庁の管轄区域内の変更を除く。）

抹 消…………… 6,700 円

5 船舶国籍証書（仮船舶国籍証書）交付手数料（船舶法施行細則第 51 条）

交 付…………… 4,500 円

再 交 付…………… 4,500 円

書 換 交 付…………… 4,500 円

英語併記国籍証書…………… 7,500 円

6 登録事項証明証交付手数料（船舶法施行細則第 51 条）

交 付 1 通につき…………… 900 円

閲 覧 1 船舶 1 回につき…………… 450 円

7 検査手数料（船舶安全法施行規則別表第1第22条、第65条の3、第66条関係）

定期検査		
船舶の長さ (m)	金額 (円)	
	旅客船	旅客船以外の船舶
3 未満	14,900	9,900
3 以上 5 未満	22,500	15,000
5 以上 10 未満	32,800	22,600
10 以上 20 未満	45,100	29,000
20 以上 30 未満	61,700	41,700
30 以上 40 未満	86,500	58,800
40 以上 50 未満	118,200	81,000
50 以上 65 未満	162,200	110,900
65 以上 80 未満	215,200	145,400
80 以上 100 未満	269,400	180,900
100 以上 120 未満	330,900	222,800
120 以上 145 未満	403,000	269,400
145 以上 180 未満	475,200	318,600
180 以上	524,100	350,800

第1種中間検査		
船舶の長さ (m)	金額 (円)	
	旅客船	旅客船以外の船舶
3 未満	8,900	5,100
3 以上 5 未満	13,400	8,200
5 以上 10 未満	22,400	14,900
10 以上 20 未満	29,500	19,200
20 以上 30 未満	43,000	28,000
30 以上 40 未満	61,700	40,800
40 以上 50 未満	85,900	57,400
50 以上 65 未満	119,900	80,400
65 以上 80 未満	158,100	105,800
80 以上 100 未満	199,000	131,900
100 以上 120 未満	244,400	164,000
120 以上 145 未満	298,100	198,600
145 以上 180 未満	353,600	232,100
180 以上	389,900	258,600

第2種中間検査	
船舶の長さ (m)	金額 (円)
30 未満	17,500
30 以上 40 未満	21,000
40 以上 50 未満	29,500
50 以上 65 未満	41,700
65 以上 80 未満	54,700
80 以上 100 未満	67,900
100 以上 120 未満	84,400
120 以上 145 未満	101,600
145 以上 180 未満	121,300
180 以上	133,500

第3種中間検査	
船舶の長さ (m)	金額 (円)
30 未満	16,700
30 以上 40 未満	19,900
40 以上 50 未満	27,700
50 以上 65 未満	43,700
65 以上 80 未満	50,400
80 以上 100 未満	62,900
100 以上 120 未満	83,500
120 以上 145 未満	95,000
145 以上 180 未満	113,500
180 以上	122,200

臨時検査、臨時航行検査又は特別検査	
船舶の長さ (m)	臨検回数1回につき (円)
5 未満	4,900
5 以上 10 未満	5,600
10 以上 20 未満	6,600
20 以上 50 未満	8,300
50 以上 100 未満	14,200
100 以上	22,700

製造検査	
船舶の長さ (m)	金額 (円)
10 未満	17,600
10 以上 20 未満	20,300
20 以上 30 未満	23,400
30 以上 40 未満	58,100
40 以上 50 未満	140,800
50 以上 65 未満	241,300
65 以上 80 未満	320,800
80 以上 100 未満	438,400
100 以上 120 未満	617,100
120 以上 145 未満	935,600
145 以上 180 未満	1,195,100
180 以上	1,359,900

別表第3 (第66条関係)

船舶検査証書若しくは船舶検査手帳の書換え又は船舶検査証書の再交付	1 通につき 4,350 円
臨時変更証の再交付	1 通につき 2,800 円
船舶検査済票の再交付	1 通につき 4,100 円
臨時航行許可証の再交付	1 通につき 2,800 円
製造検査合格証明書の再交付	1 通につき 2,800 円
予備検査合格証明書の交付	1 通につき 1,550 円
予備検査合格証明書の再交付	1 通につき 3,100 円
小型船舶以外の船舶に係る船舶検査手帳の再交付	1 通につき 21,400 円
小型船舶に係る船舶検査手帳の再交付	1 通につき 5,500 円

海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令 第15条

条約証書の交付、書換、再交付	1 通につき 15,800 円
附属書の交付又は再交付	1 通につき 9,400 円

船舶構造規則 第8条

溶接技倆試験手数料	1 通につき 2,950 円
溶接技倆試験合格証明の書換、再交付	1 通につき 3,050 円

特殊貨物船舶運送規則 第33条

穀類積載資料の承認	1 通につき 11,200 円
穀類積載図の承認	1 通につき 6,200 円

8. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく検査手数料
 (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく船舶の設備等の検査に関する規則別表第1
 第17条、第45条関係)

定期検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ(m)	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上	
			金額(円)	25,100	56,100	58,600	63,500	92,700	113,000	
		タンカー以外の船舶	総トン数(トン)	10,000未満			10,000以上			
			金額(円)	20,800			24,800			
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書	船舶の長さ(m)	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上		
		金額(円)	17,700	24,500	29,300	35,200	50,800	65,400		
	ふん尿等の排出防止に関する設備	最大搭載人員(人)	200未満	200以上400未満	400以上600未満	600以上800未満	800以上1,000未満	1,000以上		
		金額(円)	15,600	17,600	19,700	21,800	23,800	25,900		
	有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置している船舶(湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。)	総トン数(トン)	10,000未満			10,000以上			
			金額(円)	19,500			23,800			
		有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶(湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。)	総トン数(トン)	10,000未満			10,000以上			
			金額(円)	12,700			14,100			

	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	総トン数(トン)	10,000未満			10,000以上		
			金額(円)	19,500			23,900		
		原油タンカー以外の船舶	総トン数(トン)	10,000未満			10,000以上		
			金額(円)	17,800			22,000		
第一種中間検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ(m)	45 未満	45以上 70未満	70以上 100未満	100以上 140未満	140以上 180未満	180以上
			金額(円)	15,500	43,500	44,800	47,300	64,100	78,200
		タンカー以外の船舶	総トン数(トン)	10,000未満			10,000以上		
			金額(円)	14,500			16,900		
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書	船舶の長さ(m)	45未満	45 以上 70未満	70以上 100未満	100以上 140未満	140以上 180未満	180以上	
		金額(円)	12,300	15,500	17,800	21,900	25,600	33,000	
	有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置している船舶(湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。)	総トン数(トン)	10,000未満			10,000以上		
			金額(円)	16,900			20,100		
		有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶(湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。)	総トン数(トン)	10,000未満			10,000以上		
			金額(円)	12,400			13,700		

	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	総トン数 (トン)	10,000 未満			10,000 以上		
			金額 (円)	19,200			21,400		
		原油タンカー以外の船舶	総トン数 (トン)	10,000 未満			10,000 以上		
			金額 (円)	17,500			19,600		
第二種中間検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ(m)	45 未満	45 以上 70 未満	70 以上 100 未満	100 以上 140 未満	140 以上 180 未満	180 以上
			金額 (円)	12,800	22,300	22,900	24,600	31,600	41,900
		タンカー以外の船舶	総トン数 (トン)	10,000 未満			10,000 以上		
			金額 (円)	11,100			12,900		
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書		船舶の長さ(m)	45 未満	45 以上 70 未満	70 以上 100 未満	100 以上 140 未満	140 以上 180 未満	180 以上
			金額 (円)	10,500	12,300	14,000	16,600	17,600	23,000
	有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置している船舶 (湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。)	総トン数 (トン)	10,000未満			10,000以上		
			金額 (円)	15,500			17,800		
		有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶 (湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。)	総トン数 (トン)	10,000未満			10,000以上		
			金額 (円)	12,400			13,700		

	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	総トン数 (トン)	10,000 未満	10,000 以上
			金額 (円)	19,200	20,100
		原油タンカー以外の船舶	総トン数 (トン)	10,000 未満	10,000 以上
			金額 (円)	17,500	18,300
臨時検査又は臨時航行検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ (m)	45 未満	45 以上
			金額 (円)	臨検回数 1 回につき 10,500	臨検回数 1 回につき 22,700
		タンカー以外の船舶	金額 (円)	臨検回数 1 回につき 9,900	
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書		船舶の長さ (m)	45 未満	45 以上
			金額 (円)	臨検回数 1 回につき 10,200	臨検回数 1 回につき 19,100
	ふん尿等の排出防止に関する設備		最大搭載人員 (人)	臨検回数 1 回につき 11,000	
			金額 (円)		
	有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置している船舶 (湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。)	金額 (円)	臨検回数 1 回につき 12,200	
		有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶 (湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。)	金額 (円)	臨検回数 1 回につき 11,700	

	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	総トン数 (トン)	臨検回数1回につき 12,600						
			金額 (円)							
	原油タンカー以外の船舶	総トン数 (トン)	臨検回数1回につき 11,300							
		金額 (円)								
法第十九条の五十三の検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ(m)	45未満	45以上 70未満	70以上 100未満	100以上 140未満	140以上 180未満	180以上	
			金額 (円)	40,400	71,300	73,800	80,100	108,000	121,800	
		タンカー以外の船舶	総トン数 (トン)	10,000未満			10,000以上			
			金額 (円)	36,000			40,000			
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書	船舶の長さ(m)	45未満	45以上 70未満	70以上 100未満	100以上 140未満	140以上 180未満	180以上		
		金額 (円)	31,300	38,700	44,100	55,500	67,500	83,600		
	ふん尿等の排出防止に関する設備	最大搭載人員 (人)	200未満	200以上 400未満	400以上 600未満	600以上 800未満	800以上 1,000未満	1,000以上		
		金額 (円)	22,700	24,800	26,800	28,900	31,000	33,100		
	有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置している船舶 (湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。)	総トン数 (トン)	10,000未満			10,000以上			
			金額 (円)	27,600			34,400			
		有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶 (湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。)	総トン数 (トン)	10,000未満			10,000以上			
			金額 (円)	20,000			21,300			

	大気汚染 防止検査 対象設備 及び揮発 性物質放 出防止措 置手引書	原油タン カー	総トン数 (トン)	10,000未満	10,000以上
			金額 (円)	26,500	30,900
		原油タン カー以外 の船舶	総トン数 (トン)	10,000未満	10,000以上
			金額 (円)	25,000	29,100

9. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則

別表第3（第45条関係）

国際大気汚染防止原動機証書の再交付又は書換え	1 通につき 4,350 円
国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の再交付又は書換え	1 通につき 4,200 円
海洋汚染等防止証書の再交付又は書換え	1 通につき 4,350 円
国際海洋汚染等防止証書の交付、再交付又は書換え	1 通につき 15,800 円
臨時海洋汚染等防止証書の再交付	1 通につき 2,800 円
海洋汚染等防止検査手帳の再交付	1 通につき 21,400 円
予備検査合格証明書の交付	1 通につき 1,550 円
予備検査合格証明書の再交付	1 通につき 3,100 円
二酸化炭素放出抑制対象船級船に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付	1 通につき 3,350 円
検査対象船級船に係る海洋汚染等防止証書の交付	1 通につき 3,750 円
検査対象船級船に係る臨時海洋汚染等防止証書の交付	1 通につき 2,800 円